

騎士団国家の起源（再論）

今来，陸郎

<https://doi.org/10.15017/2329154>

出版情報：史淵. 86, pp.103-121, 1961-12-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

騎士団国家の起源(再論)

今 来 陸 郎

(一)

わたしは曾って「プロイセンにおけるドイツ騎士団国家の発端」⁽¹⁾という論文において、十三世紀のドイツ騎士団国家の成立事情について考察を試みたことがあった。ところで、最近ゲッティンガー大学の研究者グループが、その機関誌「東ドイツ研究」Ostdeutsche Beiträgeの第九巻をその指導者 Kurt Forstreuter の選暦紀念論文集「プロイセン州とドイツ騎士団」Preussenland und Deutscher Orden⁽²⁾として刊行したが、研究者グループの一人 Walther Hubatsch 氏が同誌に「ドイツ騎士団の国家建設」Die Staatsbildung des Deutschen Ordens なる一論を寄せてゐる。Hubatsch 氏は永年のドイツ騎士団研究者であり、騎士団関係の史料集を編んだ人でもある。氏はその論文に、新説と思える、氏のいわゆる連続説 Kontinuitätstheorie なるものを説き、またその他の点で説くところも前述拙稿にかかわるところ少くないので、わたしは興味を覚えた。そこで、この機会に Hubatsch 氏の新説を紹介し、さらには前述拙稿を補う意味で、騎士団国家成立事情の一端を述べて見た。

註(1) 「西洋史学」第十六卷(一九五三年)所収。なお関連論

文として、拙稿「転換期の騎士団国家—十四、五世紀の交

の様相」(史淵第八十輯)を参照

(2) Ostdeutsche Beiträge aus dem Göttinger Arbeits-

kreis, Band IX, "Preussenland und Deutscher Orden" Festschrift für Kurt Forstreuter, Holzner-Verlag, Würzburg.

(3) 史料集 Walther Hubatsch: Quellen zur Geschichte

des Deutschen Ordens, Quellensammlung zur Kultur-
geschichte Band V, Musterschmidt Wissenschaftli-
cher Verlag, Göttingen.

(11)

W. Hubatsch 氏がその論文の冒頭に説くドイツ騎士団についての連続説は、概要こうである。ドイツ騎士団の起源は、前述拙稿にも述べたように、通常第三回十字軍の際、すなわち一一九〇年東方シリア地方の海港アッコン Akkon, Akka 附近に、ドイツ人の十字軍従軍者のためにリュベックおよびブレーメン商人によって設立された野戦病院、療病者保護施設の経営団体である病院兄弟団 Spialbrüderschaft に遡るものとされる⁽¹⁾。その病院兄弟団は翌一一九一年に教皇クレメンティウス三世によって正式に承認された。当時すでに類似の団体としてはテンプル騎士団 Tempelherren 即ハネ騎士団 Johannier の二団体があり⁽²⁾、前者は主としてフランス人によって、後者はイタリヤ人によって構成され、それぞれ主として同国人を対象として活動していたものと思われるが、第三回十字軍は周知のようにドイツ人を主体として構成されたため、特にドイツ人將士の保護施設を必要とする事情があったものと思われる。病院兄弟団ははじめ聖職者の団体であり、前述した教皇クレメンティウス三世によって承認されたのも聖職者の団体としてであった。しかし一一九八年アッコンの失陥によって病院兄弟団はその本拠を失い、且つこの団体を支えていたドイツ人將士が帰国したので、騎士軍をその内部に含む騎士団に改組されて世俗団体たる一面を加え、且つその目的も、東方の地における野戦病院、療病者保護団体としての使命は終わったので、異教改宗のため伝道に転化するに至った。ドイツ騎士団成立事情について以上に述べたことは現在のところほぼ定説といつてよく、多くのドイツ史はそのように述べているのである。

ところが Hubatsch 氏はこれに疑問を抱く。ドイツ騎士団はそのごながく公称として「エルサレムなるドイツ人の聖

マリア団] Ordo domus Sr. Mariae Teutonicorum in Jerusalem といふ称号を慣用した。たとえば後述する公文書である一二二六年の皇帝フリードリッヒ二世の特許状すなわちリミニ黄金文書には、「エルサレムなるドイツ人の聖マリア病院の御堂」*sacre domus hospitalis sancte mariae Teutonicorum in Jerusalem* と呼ばれており、⁽²⁾その他の公文書にもつねに「エルサレムなる」という文言がその称号に附けられている。アッコン附近におこつたドイツ騎士団が、なぜ特に「エルサレムなる」という称号を用いたか。Hubatsch氏はこの事実注目する。

その事情について通常理解されているのはこうである。ドイツ騎士団すなわちその前身の聖マリア病院兄弟団は、ヨハネ騎士団すなわち聖ヨハネ病院団に包摂される団体、あるいは下部の団体として出発した。ヨハネ病院団は、一一一三年にクリスト教国家であるエルサレム王国の治下エルサレム地区に発足し、教皇パスカリス二世に聖職団体として認可された。ヨハネ騎士団の分身であるドイツ騎士団が「エルサレムなる」の称号を用いるのは、ヨハネ騎士団の発足を自らのそれに数えたためであり、その称号は仮托の美称であらうと。

しかし Hubatsch 氏はこの解釈に反して、ドイツ人の施設自体がエルサレムに起源を發したのであって、そうでなければエルサレムの団体なる文言を自らの呼称とする筈がない、としてつぎのように説く。一一一八年、といへば第一回十字軍後、シリアにおける西欧クリスト教勢力が、ブイヨンのバルドゥインの努力によつてエジプト地域にまで伸び、最盛期を誇つた頃であるが、エルサレムの聖マリアの礼拝堂に附属の Hospital が設けられた。設立者はドイツ人の夫妻であつて、名前は不詳であるが、誠実で信仰深き人 *Vir honestus et religiosus* とあるところから世俗の貴族と察せられる。更にその夫人が第二の Hospital を婦人のための施設として設けた。これらは、巡礼宿 *quodam xenodocium* とよばれたところを見ると、騎士団のちにキリキア、アルメニア等の聖地巡礼通路に設けた宿泊所 *Rasthaus* に類するものであらう。この Hospital は巡礼者の病者だけでなく、巡礼者一般に對する、広義の社会施設 *Soziale Fürsorge* であつ

て、そのバイエルン公ハインリッヒ獅子公やシュタウフェン朝のドイツ諸皇帝の寄進によつて施設を拡大した。このよ
うな施設、異境において言語、習慣に通ぜず、勝手の分らない同国人を世話するためのものは、つぎの世紀、十四世紀に
ロンドン、ベルゲン、ノヴゴロドの商人団体のそれと揆を一にする。あれは巡礼者、これは商人、結合の形式は時代に適
応して變つても、内容、本質は協同体 *Genossenschaft* として同様であらう。

一体、十二世紀以後、外国に集まるドイツ人は聖マリア教会をその地につくるのが通例であつて、ヨハンセンの研究に
よるバルト海および北海沿岸の商業都市における商人教会の例に照らしても、このことが知られる⁽⁴⁾。したがつて東方聖地
においで、マリア守護 *Marien-Patrozinium* の選択は恣意的なものではなく、時代の一般傾向を表現したものであるといふべ
きである。それゆゑエルサレムにおいてマリアの名を冠した *Hospital* の周辺に集まるドイツ人兄弟団を確認したところ
で驚くべきことではない。

ところでエルサレムの *Marien-Hospital* は一一四三年教皇クレスティヌス二世によつて将来ドイツ人をメンバーとし
て採用することを許されたが、それと共にエルサレムなるヨハネ団の監督と保護の下に入るべきことをも指令された。恐ら
く同種の事業を行うヨハネ団の抗議に基づくものであらうが、これを以つてドイツ人の *Hospital* は外部に対する独立性を
失う。さて一一八七年トルコ軍は勢力を回復し、サラディンが聖都エルサレムを占領するに成功したが、この運命の年に
エルサレムのドイツ人 *Hospital* はその活動に終止符を打つたとされる。だが病院そのものは閉鎖されたわけではなく、
トルコの支配下においてもその業務をつづけた、と述べる年代記の記述は信ずるに足る。その三年後、第三回十字軍の遠
征によつてドイツ皇帝フリードリッヒ一世バルボロッサの軍隊がシリアに入った時、アッコン附近にドイツ人兄弟団の施
設が生まれたこと通常説かれるが如くである、と。

Hubatsch 氏がいうのは、要するに一一八七年の聖地の失陥によつてエルサレムなるドイツ人施設が途絶えたわけではな

く、のちにアッコン附近に生まれる兄弟団施設の母胎をなす、両者に連続性ありということである。Hubatsch氏がその証拠として挙げるのは、前述のように公文書の多くに「エルサレムなる」の文書があること、その例として一二二六年のリミニ黄金文書があることがその一である。リミニ黄金文書は、皇帝フリードリッヒ二世の側近の一人であったドイツ騎士団総監督ヘルマン・フォン・ザルツァがその起草に関与したと信ぜられており、ヘルマンが政治的意図から騎士団の起原を誇張する美称をとったことも考えうるが、アッコンにおける成立後三十年、人々の記憶を去らない事実をまげて書いたと認定することは不自然である。更にドイツ騎士団を自らの監督下に収め、のちには競合関係に立つに至ったヨハネ団がその呼称に抗議しなかつたのも証拠と考えられ、また二二一年ハンガリー王アンドレアス二世がドイツ騎士団に与えた特訴状には「はじめはエルサレムに本拠をもち、その失陥後アッコンに移った」とあるのは、一般の記憶を代表するもので、事態の真相を伝えたものであろう、というのである。

Hubatsch氏は更につづけていう。一一九七年すなわちアッコン附近におけるドイツ騎士団の再建 (Hubatsch氏によれば再建であつて新建設ではない) 後わずか七年経過した時点において、「ドイツ人の聖マリア館」に与えられたエルサレム王アマリッヒ Amalich の文書に「エルサレムなる」とあり、遡つて一一七七年、一一八六年の聖マリア館宛の贈与文書にも、ドイツ人館とあるのみで、通説によつてこの時期にマリア館の監督者の位置にあつたとされるヨハネ団について些かも述べられていないのも、その時点において聖マリア館ヨハネ団の支配の下から脱して独立の位置にあつたとする材料となる。そのご一二二九年にエルサレムに入城したドイツ皇帝フリードリッヒ二世が、なにはともあれクリスト教軍の聖地喪失前にドイツ騎士団が所有した所領と附屬物、諸権利を騎士団に贈与したことも、連続説を信ずることで自然な処置と理解される。

ところがドイツ騎士団の活動は、西欧におけるそれが西欧人の眼にとかく大きく映りがちであり、またそれが切り離し

てしばしば論ぜられがちであるが、十二世紀末における同國のパレスチナにおける所領の拡大は無視できない量に達し、聖地における土地獲得政策の最高潮は一二二六—一二二九年であつて、そのこの所領獲得は北パレスチナに集中した。そしてその獲得地の多くが交通上、政治上における要地であり、西欧における贈与その他による獲得地も然りである。一二二〇年におけるドイツ騎士団の所領はパレルモからハレにまで達する。相互に連繫をもたないバラバラの所領 *Srenbesitz* を統轄するには、これまでの二騎士団（テルブルとヨハネ）の経験しない組織を必要とし、したがつてドイツ騎士団後年の絶対主義的内部構成が生まれるのであるが、それは暫く別として、バラバラの地点に所領を得たことそのことは、ドイツ騎士団当初の目的が巡礼路の確保、巡礼者の保護にあつたことから理解すべきであらう。

前述の *Hubatsch* 氏の連続説における文献的な挙証の当否は、海外における研究者たるわれわれの批判の及ばないところであるが、恐らくエルサレムにおけるドイツ人を主体とする聖マリア館の出現は疑う余地はないであらう。ただ問題は、それが独立の団体として認められていたか、殊に一一四三年のヨハネ騎士団との争いのち同國の監督と指導の下に入った（教皇の指令で）が、聖マリア館がいつ独立の地位をかちえたかにあるように思われる。*Hubatsch* 氏の挙げる一一七七年、一一八六年の贈与文書がヨハネ団に触れていないという消極的な立証では些か弱いのではなからうか。

ところで注目すべきことは、この連続説が、東方の地における聖マリア館の存在、巡礼路の確保、療病、巡礼者の保護におけるその幅広い活動が、世界主義的なシュタウフェン朝諸皇帝の政策と合致したとする *Hubatsch* 氏の見解の前提となつてゐることである。それゆえにこそドイツ諸皇帝はこの聖マリア館を極力援助したのであつて、それは聖マリア館（の発展）に決定的な意味をもつた。一一九〇年フリードリッヒ一世帝の子シュヴァーベン公フリードリッヒが第三回十字軍に従つて聖地に入つたとき宮廷附聖職者 *Kaplan* と内廷吏 *Kimnerer* にドイツ館（聖マリア館）に對する配慮を托し、兩人は *Spirit* を滞泊所と共に整備し、また一教会をつくり、その内部にフリードリッヒ公がかれの願により埋

葬された。文書類に「アッコンのドイツ人の聖マリア病院」とあるのはこれを指し、ドイツ皇帝官房は公称としてつねに「エルサレムの」と呼んだ。フリードリッヒ二世がエルサレムへの入城とエルサレム王への戴冠後、聖地喪失前の聖マリア館の所領を復したことは前述の通りである。「東地中海においてドイツ騎士団がシュタウフェンのノルマン的政策——フリードリッヒ二世帝のそれを指す——のワク内で意味があつたことは疑いがない。一一九八年の騎士団への昇格——世俗貴族を加えること——の根底にあるイデーは、この方法でドイツ貴族にシュタウフェンの東方計画への協力をかちえる、ということにあつたことは明白である。……組織の固い、厳格な紀律でしばられた貴族のエリートがオルデンの制度をつらぬき、形成しはじめたとき、このことは国家建設に關しては重要な進歩であつた。」と Hubatsch 氏はいう。ドイツ騎士団のそのごの大きな発展の基底には、世俗貴族の要素を加える度合いの最も強かつたその性格があり、そしてその性格はシュタウフェン朝諸皇帝の政策、その世界主義と合致して生まれたものだ、というのである。そしてこの皇帝政策に対応して成長したドイツ騎士団自体の方向も広域国家への道となるわけで、この解釈は後述するリミニ黄金勅書の解釈にも関連するのである。

註(一) ヴァチカン文書館所蔵の一二〇四—一二二一年のものとなる文書の記述によれば「アッコンがクリスト教軍の手で包囲され、神の助けにより異教徒の手から解放されたとき、ブレーメン及びリュベック出身の数人の市民が、神の光栄のため慈善事業を行うため、優勢な状況にある軍隊内の帆布の下で、軍隊が駐屯した山と河のあいだの聖ニコライ教会堂に病院を設けた。商人達は病院内で純な気持で人道の義務を果し、崇高で謙讓な熱誠さで病院のために配慮し、それが皇帝フリードリッヒの子のシュヴァーベン公フ

リードリッヒの到着までつづいた。」(W. Hubatsch: Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens, Nr. I, Naracio de promodis ordinis Theutonici.)
(二) テンプル騎士団の創立は一一三三年。前者は異教徒との戦を主目的としたが、後者はドイツ騎士団と同じく療病団体たることを主な目的とした。
(三) W. Hubatsch: Quellen, Nr. 5.
(四) Paul Johansen: Die Studie über die Kaufmannskirchen.

(甲) ヘルマン・フォン・ザルツァはフリードリッヒ二世帝に極わめて近い側近であり、一二二六年にはリミニの宮廷に滞泊した。

(丙) 原文には「曾つてはエルサレムにあつたが、悲運によつてアッコンに移ることを余儀なくされた聖マリア病院の十

字軍戦士に対し、隣人の愛を以つてブルツェンランドを自由所領として依托する……」とある。W. Hubatsch: Quellen, Nr. 3.

(乙) W. Hubatsch: Staatsbildung S. 134.

(三)

扱、そのごドイツ騎士団は一二二六年ポーランドの一領主コンラート・フォン・マズヴィエン Konrad von Masowien からプロイセン地域への招請を受け、一二三一年からプロイセン地域に入国し、その地のクリスト教化、農地開発に當つたのであるが、その際の事情、すなわち招請受諾の前後事情についての皇帝、教皇、ドイツ騎士団とその有能な指導者である総監督 Hochmeister ヘルマン・フォン・ザルツァ Hermann von Salza (1210—1239 在職) の三者の関係について、Hubatsch 氏の説くところを背景にしなが、つぎに再考して見たい。

ドイツ騎士団のプロイセン開発はそのご順調に発展して、中世の中、西欧に珍らしい集権的な半宗教國家が成立したのであるが、十字軍のさなか、東方聖地で発足したドイツ騎士団が、その事業を中欧に拡大したのはこれがはじめてではなかつた。すでに十三世紀初頭、プロイセン入国より前にハンガリア國王の招請を受けて、同國で開発事情を営んだことがある。すなわち一二二一年ドイツ騎士団はハンガリア國王アンドレアス二世¹⁾の招請を受けて、同國の最南東部分であるタイス河から、同河左岸の原始森を隔てたシーベンビュルゲン Siebenbürgen 領の更に南東部にあたる土地の農業開発と東方カルパチア山地に居住する蛮族クマンに対する防衛の任に當つた。ドイツ騎士団はシュヴァーベン地方、モーゼル・フランケン地方からドイツ農民を入植させて、農業開発、住民のクリスト教化、異教徒に対する防塞の役割を有効に果

したが、入国後わずか十四年、一二二五年に突如同国から追放される厄に遭つた。その理由は、ドイツ騎士団が過度に自律的な領域国家に成長しようとする傾向が、ハンガリー国王の忌むところとなつた、ということであろう。ハンガリー国王はドイツ騎士団に対して、一二二一年、一二二二年、一二二二年の三回に亘つて特許状を与えており、最後の特許状は追放のわずか三年前のものである。その三特許状のいずれもが、騎士団に対する特権授与を内容とするものであり、特許状の性質上当然のことではあるが、文書の表面について見るかぎり、騎士団の事業に対して抑制的なところがない。したがつてドイツ騎士団の追放は、恐らくハンガリー国王側の急激な政策変化に起因したものと見られる。

ハンガリア側では、ドイツ騎士団を招請したアンドレアス二世の後継者であり、父王在世中にも同治者であつたベラ四世が、騎士団活動に対する警戒的抑制策の主張者であつたと見られ、ドイツ騎士団追放後、同国内に招請、定着させたヨハネ騎士団に対しベラ四世が与えた一二四七年の特許状が、前述ドイツ騎士団に対する三特許状の内容が極わめて簡単であつたのに比して、詳記的であり、且つ特権授与について限定的、消極的であつたことから見て、ハンガリア王朝側に政策変化があつたろうことが理解できる。⁽⁵⁾ 教皇庁側の調査に依ると、追放の原因はドイツ騎士団側にもあり、契約違反、たとえば貨幣特権の濫用、特許状で限定された地域をこえての所領の拡大——東方クマン人地域にクロイツブルクを築城——の事実があつたといふ。⁽⁶⁾ これを要するに、ドイツ騎士団の活動の過度の自律性、主権国家への発展の傾向が、ハンガリア王朝の政策変化をよびおこしたと見て差支えない。

ところでこの点に関し、Hubatsch 氏の解釈、十三世紀前半のドイツ騎士団の活動は、東方パレスチナにおけるそれを切り離して考うべきではない、とする主張はわれわれの理解の助けとなる。前述したように、一二二〇年代の終わりには、ドイツ皇帝フリードリッヒ二世がパレスチナス王として聖地においてドイツ騎士団に対し最も多量の贈与を行った時期であり、ドイツ騎士団としても東方における所領獲得政策の最高潮期であり、その事実からこの時期の騎士団の傾向を領域国

家 Fischenstat への意欲的な行動と見ることが出来る。然りとすれば、ハンガリアにおいてドイツ騎士団が過度の自律性を示し、クマン人地域をクリスト教化して広域國家への傾向をたどり、それがハンガリア王朝、殊に騎士団に対し警戒的なベラ四世の忌むところとなり、追放の厄に遭うに至ったことが、自然に理解できるのである、

さてジーベンビュルゲンからの追放直後、ドイツ騎士団の總監督ヘルマン・フォン・ザルツアは、前述したとおり、コンラート・フォン・マゾヴェイエンからバルト海沿岸のクルマーラント、プロイセンへの招請を受けた。プロイセンはクリスト教化されない、またコンラートによつても未だ領有されていない土地である。⁽⁸⁾東欧から一転して北欧バルト海辺への招請を受けたヘルマン・フォン・ザルツアはこれを受け入れたが、ハンガリアにおける苦い経験に鑑みてその際皇帝フリードリッヒ二世に請うて、一二二六年イタリアのリミニ滞泊中の皇帝フリードリッヒ二世によつて、プロイセン地域における騎士団の諸権利が皇帝によつて確認される特許状が与えられた。これがリミニ黄金勅書である。なお前述の、コンラート公からドイツ騎士団への招請は恐らく口頭で行われたと思われ、騎士団とコンラート公の間の入国の条件についての具体的取り決めが行われたのは、四年後の一二三〇年のクルシュヴィッツ *Kruschwitz* の特許状に依つてであり、⁽⁹⁾同特許状の内容はほぼ黄金勅書と同じで、コンラート公による黄金勅書の確認といつてもよい。

それではリミニ黄金勅書は如何なる内容をもち、またヘルマン・フォン・ザルツアはこの勅書に依つて何を期待したか。黄金勅書の内容は、コンラート公が騎士団をクルマーラントとプロイセンに招請し、ヘルマン・フォン・ザルツアがこれを受け入れ、それについてヘルマンが皇帝の確認を求めた経過を述べ、ついで

「……余（フリードリッヒ二世）は同監督に対し、騎士団の兵力と他の全ゆる手段を以つてプロイセンに入国する全権を与えた。またヘルマン監督とその後継者に対し、（コンラート）公の約束によつて受けた領土と、公が与えようとする土地、および監督が神の加護によりプロイセンで獲得するであろう土地を、山地、平地、河川、森、海に対する帝國の古

来の、且つ附属する土地として委託し、確認する。さらにその土地がすべての賦課、租税から免除され、負担のない土地として保有され、何びとに対しても義務を負わないことを確認する。

騎士団の獲得地、それがすでに得たると将来得べきものとを問わず、に於いて騎士団の利益に即して、道路税と関税を設定し、週市および他種の市場を設け、貨幣を鑄造し、土地の貢租を徴し、河川および海にも、利用せられるかぎり貢租を徴し、同地ですでに発見され、またされるであろう金、銀、鉄その他の金属および塩の鉱山を永久に占有することはかれらに許されたことである。さらに騎士団に対し、騎士団に従属する人々を裁判官と書記に任用し、改宗者も、異版を固守するものをも公正に統治し、指導し、裁判制度が必要であれば、犯科者の罪を定め、処罰することを認める。以上の他、騎士団は民事と刑事の事件を訊し、理性にしたがつて処断することが許される。余はわが仁慈によりつぎのことをつけ加える。監督およびその後継者は、領土内で帝国諸侯をもたないよう、司法権および主権を領土内で保持し、行使すること、また監督およびその後継者は善良なる慣行を設定し、法律、法規を發布し、それによってすべての臣下が静かな平和を享受しうることを、正統信仰者の信仰が強化されるであろうこと。……」^(註)

勅書の本文によつて、騎士団がプロイセン地域において各種の特権をもつことが確認されているが、これを以つて直ちに領主領が設定されたと見るには不充分であらうし、況んやここに設定された騎士団領と皇帝権のあいだに封建的従属の關係が成立したものと見ることは困難であらうが、^(註)少くも皇帝フリードリッヒ二世の騎士団領を領主領と見なす意志が表明されたと見て、誤りはないであらう。ともかく騎士団所領が皇帝によつて地方領主領としての取扱いをうけるのは十四世紀以後のことである。

ところで宗教団体として教皇庁の認可を受けたドイツ騎士団は、なぜ世俗君主たる皇帝によつて権利の確認を受けたのであろうか。ハンガリアにおける活動の場合、騎士団はもっぱら教皇庁の保護の下にあり、教皇庁から権利の確認を受け

ていた。すなわちハンガリア王から第三の特許状を受けた一二二二年に、教皇ホノリウス三世の回勅によって、アンドレアス二世から受けた諸特権を包括するインムニテートとして承認を受け、つづいて、司教管区からの解放 Exemption を受けている¹²。後者は教会ヒエラルキーからの離脱、ローマへの直屬を意味し、宗教税たる十分の一税の自律的徴集の権利を含んでいる。その翌年には同じく教皇ホノリウス三世から、ドイツ騎士団は Exemption によって、宗教機能を遂行するため聖職者をみずから選任しうること、たとえば主長老 Archpresbyter 監督 Dekan を教皇直屬者としてみずから叙任しうることを、文書的に確認されている¹³。かくて司教管区の支配、教区組織からの離脱は決定的である。更にその翌一二二四年には、騎士団領は「聖ペテロの財産」として聖別され、使徒の座―教皇庁の保護の下に置かれる¹⁴。特定地域を聖ペテロの財産とし聖別し、教皇庁との直接関連の下に支配の体系をつくることは、グレゴリウス七世の改革以来の教皇庁の新動向である。かくしてドイツ騎士団の宗教所領への発展は著しい。しかるにドイツ騎士団のこの教皇庁とのつながりは、騎士団がハンガリアから追放される場合の支えとならず、ドイツ騎士団は殆んどなんの抵抗の跡もなく、追放の運命を甘受せざるをえなかつた。騎士団のハンガリア追放の翌年の一二二五年、教皇ホノリウス三世はハンガリア王アンドレアス二世を「悪意ある者」¹⁵と非難したが、教皇庁は世俗君主たるアンドレアス二世の行動を控制する力はなく、教皇の意志は現実的効果をもたなかつた。ヘルマン・フォン・ザルツァはハンガリアにおけるこの体験に学んだに違いない。

つぎにプロイセン地区、総じてバルト海辺地域は教皇庁系統の教団―シトー派 Zisterzienser によって伝道が進められた土地である¹⁶。

教会史家ハウクの指適するところによれば、中世初期のクリスト教伝道の主体的勢力は世俗勢力であり、教会はむしろその圏外にあつた。ミッションが政治的勢力の拡大と密接につながっていたためである。しかるに八世紀にフランクのカール・マルテルとピピンがクリスト教と結合して以来、異教域への伝道はフランク国家の仕事とされ、教会の役割は、世

俗勢力の伝道活動に祝福を与え、伝道の結果としてクリスト教化された地域に教会組織を整えること、に限定された。ドイツを基地として伝道が進められたハンガリア、ポーランドの事情はいずれも然りである。しかるに十一世紀のグレゴリウス七世の教会改革以来、事情は一変し、教皇庁は伝道に対しみずから直接的な指導的役割をとるに至り、更に十字軍の挙は教皇をすべての伝道事業の総轄者の地位におしあげ、教皇インノケンティウス三世は決定的に新方針に進んだ、と。¹⁷⁾

バルト海諸地域は、教皇庁がみずからの主体的指導の下に伝道を進めたよい例である。たとえばリヴランド地域に伝道して成果をあげたアルベルト(一一九九—一二二九年、リヴランド司教)は、教皇庁の指揮下にあるブレーメンの聖職者で、リヴランドにおける伝道を進めるため教皇インノケンティウス三世の後援を得て、同地に武力を導入することに成功し、**劔騎士団 Schwertorden** (のち一二三六年ドイツ騎士団と合体) を創立した。¹⁸⁾ かれの伝道の著しい成功はつぎに述べるプロイセンにおけるクリスティアンの失敗と好対照である。ところが、アルベルトはリヴランドにおける改宗事業の推進には世俗勢力の後援を得る他ないことを悟り、ドイツ国王の援助を求め、フィリップ、ついでオットー四世の両ドイツ王と封建関係に入った。教皇インノケンティウス三世はこれに対し、アダルベルトの伝道事業を推進するよりも逆に抑制を企て、教皇使節ヴィルヘルム・フォン・モデナを現地に送って支配地の分割譲渡を求めたことがある。¹⁹⁾

他方、プロイセンでは、ドイツ騎士団の入国前に、ポーランド方面から伝道が企てられ、クリスティアン Christian がその業に当った。クリスティアンはシトー派教団の聖職者で、同教団は教皇庁と深くつながっている。クリスティアンは教皇の後援を得て、一二一五年伝道司教に任ぜられ、プロイセン人の伝道を進めた。教皇庁は、何びともかれの許可なくプロイセンに入つて伝道に従うことを許さない。このことはプロイセン地域に赴く十字軍戦士といえども例外ではないとしてクリスティアンの独占的地位を認めた。しかしプロイセン現地人の頑強な抵抗に遭い、一二一九年の現地人の大叛乱、ついで一二二二年から翌年にかけての大叛乱によってそれまでの伝道成果が根底から覆えされ、隣地のクルマーラン

ドまで危殆に瀕した²⁰。コンラート・フォン・マゾヴィエンがドイツ騎士団招請に踏み切った原因の少くも一つは、武力を伴わない伝道事業が如何に無力であるかを、クリスティアンの例で知ったことである。またこの例で見ても、教皇庁の後援が現実の効果をもたないことも明らかである。ヘルマン・フォン・マゾヴィエンはこのことを学び知ったであろう。

教皇庁の後援の頼みがたきを知ったヘルマンは敢えて皇帝フリードニッヒ二世に請うて、リミニ黄金勅書を得たのであるが、ヘルマンは一二一六年ニルンベルクで同帝と相会して以来、終生皇帝の信頼篤い側近の人であり、反教皇の態度に徹するフリードリッヒ二世²¹と教皇庁の間の協調に腐心する人であった。カントロヴィッツの表現を以つてすれば、この老総監督は「無鉄砲に敵を追う激し易い若き君主をいさめる冷静で着実な英知を代表した。」ヘルマンは容易に皇帝を動かすことができる²²。だが、ドイツ問題に関心の薄いとされるフリードリッヒ二世が北方の問題について発表したのは、一二二六年のリミニ黄金勅書がはじめてでなく、その前々年の一二二四年にいわゆるカタニアの勅書を出しているのである。カタニア勅書の出された事情はこうである。

十三世紀の初頭、バルト海南沿岸地域はデンマルクの支配領域であった。デンマルク王ヴァルデマル Waldemar II が一二一〇年バルト海辺に遠征軍を送つて以来、デンマルクの支配はドイツの犠牲においてエストニアのデナ河口にまで伸び、ために北独諸公は、ポンメレン公のようにデンマルク王に封建的従属の立場に立つたか、その活動が消極的となるか、いずれかであったが、一二二三年ヴァルデマル二世が国王に封建的従属の関係にあるシュヴェリン伯に逮捕される変事が起つた。その結果、デンマルクと北独諸公のあいだにノルドハウゼン Nordhausen 条約が結ばれ、デンマルクはバルト海辺の支配地の多くを北独諸公に委譲した。カタニア勅書はその直後に出来、ヘルマンはその頃のカタニアに滞泊して、同勅書に参画したと見られる。同勅書の趣旨は、ドイツ諸公に北方問題に注意を喚起し、東部のクリスト教化につとめ、帝国と教皇庁に忠誠なるべきことを説いたものであつた²³。

ところでカタニアの勅書の翌々年に出されたりミニ勅書にもヘルマン・フォン・ザルツァが参画しているのである。そしてそのリミニ勅書は、カタニア勅書と異つて、ドイツ騎士団と教皇庁の関係について殆んど触れていないことが注目をひく。ただわずかに、前掲のリミニ勅書原文中にある「……すべての賦課、租税から免除され……」と司教管区解放 Exemption と見られる箇所があるだけである。つぎに教皇庁系統のシトー派伝道者で、教皇庁からプロイセンにおける独占的地位を承認されたプロイセン司教クリスティアンとの関係についても、リミニ勅書はまったく沈黙して語らない。

ヘルマン・フォン・ザルツァが狙つたのは、プロイセンにおける未確定の企劃の保証、騎士団の法律位置を最高の世俗勢力たる皇帝の特許状によつて確定せんとしたことである。そのことは教皇庁の保証の実効なきことを察しての上であるが、カタニア勅書と異つてリミニ勅書が教皇庁との関係について触れないのは、カスパルのいうように、⁵⁴⁾教皇庁の伝道の原理そのものに対するポレミークが蔵されていると見てよいのではあるまいか。またクリスティアンとの関係の調整が困難なことを察したのであらう、クリスティアンとの関係にも触れなかつた。尤もこの関係はほどなく調整され、クリスティアンは一二三〇年のコンラート公のドイツ騎士団への特許状の保証人となつている。⁵⁵⁾

リミニ勅書の冒頭につきのくだりがある。

「神聖にして不可分の三身一体の御名において。神の恵みによるローマ人の皇帝にして、つねに崇高なる、エルサレムおよびシチリアの国王なるフリードリッヒ二世。神はわが王国を諸国王よりも高い位置におき、わが支配圏を世界の各地域にひろめしめ給うたのは、あたかも神が福音の信仰の弘布のために神聖ローマ帝国を創り給ひ、余が異教の克服と改宗に少からず力をつくしえたように、余のたゆみなき配慮を、この世に神の名をかがやかし、信仰を異教徒のあいだに弘めしること、に向けしめるためであつた。それ故に、余は、愚昧なる民を征服し、礼拝を矯すため、正統信仰をその人々が絶えざる努力をつづけ、財と生命を捧げることを約す」²⁶⁾。

カントロヴィッツは、このことは勅書にしばしば繰返されるような常套句ではなく、フリードリッヒ二世その人の信念、帝国は福音を陳べるために神によつて選ばれた存在であり、この目的のために神は帝国を地上の諸王国より上に置き給うたとする、同皇帝が絶えず口にした思想であつたという。反教皇の態度をつらぬくフリードリッヒ二世帝のよつてもつて立つ思想的立場の表白であり、教皇庁に対するまごうかたなき挑戦であつたとまで極言する。挑戦はいいすぎであるにしても、リミニ勅書は、その起草に参画したヘルマン・フォン・ザルツァのプロイセンにおける国家計画の意志の表明であると共に、それがフリードリッヒ二世その人の個性的なシユタウフェン・ノルマンの皇帝思想の上のつかつて表明されたものである、と解釈できる。そしてドイツ騎士団のプログラムをその方向に導いたところに、ヘルマン・フォン・ザルツァの存在の意義があると考えられる。

註(1) アンドレアス二世は一世紀以上に亘る内戦を克服し、ハンガリアに政治的統一をもたらした。

(2) Erich Caspar; Hermann von Salza und die Gründung des Deutschordensstrats in Preussen, 1924, S. 5.

(3) ドイツ農民によるハンガリアの農地開発については R. Köttschke und W. Ebert; Geschichte der ostdeutschen Kolonisation, 1937, S. 94—99.

(4) 三特許状の内容については前掲拙稿参照。なお第三特許状はドイツ騎士団の事業の地理的範囲を著しく拡大しているほどである。

(5) ヨハネ騎士団招請の理由はドイツ騎士団の場合と同じく Grenzrecht und Heidenkampf による。E. Caspar;

a. a. O. S. 10.

(6) 貨幣権に関しては一二二一年の第一特許状に *liberos denarios* …… *remissimus* とあるのみで、鑄造権を含まないか否か不明な、不明確な表現がある。W. Hubatsch; Quellen, Nr. 3

(7) フリードリッヒ二世は十字軍出征を怠つたという理由で一二二七年破門され、且つ第五回十字軍に参加を禁止されたが、屈せず単独にて一二二八—二九年東方に赴き、エルサレム王に就位した。ヘルマン・フォン・ザルツァはその際皇帝に随行した。

(8) コントラートのドイツ騎士団招請の理由の主な一つは、後述するクリスティアンの伝道が現地人の反抗を招き、ケルマールランドの保持が困難になつたためである。Paul Ost-

wald: Das Werk des Deutschen Ritterordens, 1926, S. 6 参照。

(6) 四年後に具体的取り決めが行われたのは、両者間の交渉が難航したためでなく、ヘルマン・フォン・ザルツァの十字軍参加の事情による。

(7) W. Hubatsch; Quellen, Nr. 5.

(8) ツルニ黄金文書に於いて Reichsfürstentum が設定されたのは、この文書を継承した Albert Werminghoff; Das Hochmeister des Deutschen Ordens und das Reich bis zum Jahre 1525, H. Z. 110Bd. があげた「帝国諸侯による文書の論議」に K. Lohmeier; Geschichte von Ost- und Westpreussen, 1908, を参照。

(9) E. Caspar; a. a. O. S. 8.

(10) ibid.

(11) E. Caspar; a. a. O. S. 9.

(12) ibid.

(13) シューアの活動に於いての一般的叙述は R. Kötzschke und W. Ebert; Geschichte der Ostkolonisation を参照。なお近刊に、通俗的ながら Erwin Nadolny; Die Siedlungsleistung der Zisterzienser im Osten, Der Göttlinger Arbeitskreis Schriftenreihe Heft 54 を参照。

(14) A. Hauck; Kirchengeschichte Deutschlands, Bd. IV, S. 661.

(15) ツルニ黄金文書と十字軍騎士のマルクトの要請に

応じて出征したドイツ騎士たちをめぐり。

(16) A. Hauck; a. a. O. S. 665.

(17) Do, a. a. O. S. 669.

(18) フリードリッヒ二世の伝記には古典的名著として知られるカントロウウィツのそれがある。最近、その英訳の重版が出た。Ernst Cantrowitz; Frederick the Second, 1194—1250, English Version by E. O. Lorimer, Constable London, Republished 1957. なお近刊に Geor-gina Mason; Frederick II of Hohenstaufen, London Secker & Warburg, 1957 があがるが、ヨーロッパ最初の「現代人」としての面を強調するが、主観的すぎる難がある。

(19) 「ヘルマン・フォン・ザルツァは教皇と皇帝のいずれとも良く、両者の関係の調整のため教皇庁と皇帝宮廷のあいだを絶えず往復した。かれは曾って自分の仕事を「教会と帝国の名譽を求めて戦うことだ」と説明した。両者のあいだの分裂が決定的となったとき、人生はかれにとつて不可能となり、一三三九年フリードリッヒ二世が永久に破門されたとき、その同じシエロの日曜日、この総監督は息をひきとった。」Cantrowitz, P. 90

(20) クルヴン・フォン・ザルツァはノルドハウゼンの商議に皇帝を代表して参加、その途中カタニアの宮廷に急行して、E. Caspar; a. a. O. S. 24.

(21) Caspar, a. a. O. S. 17.

② W. Hubatsch; Quellen, Nr. 6.

③ Cantrowitz, P. 93.

④ W. Hubatsch; Quellen, Nr. 5.

(四)

プロイセンにおける騎士団國家は、もとより一皇帝の思想の所産ではない。中世ヨーロッパに比類のない絶対支配の特性をもつ領主國家としての騎士団國家は、そのごのドイツ農民の移植の進捗を基盤とする歴史發展の結果成立したものであることは、疑いがない。しかしながら、ドイツ騎士団が東方聖地から転じてヨーロッパにはじめて事業の根をおろしたハンガリアから武力もて追われるという危機に、たまたまフリードリッヒ二世という個性的な皇帝とめぐりあい、同帝と極わめて近い位置にある騎士団総監督ヘルマン・フォン・ザルツァが同帝のいわゆるシュタウフェン・ノルマン的皇帝思想を背景としたプロイセンにおける國家計画を樹立し、それが根を下ろして騎士団國家の端緒となった、とはいえるであらう。そして最初に述べた Hubatsch 氏の、初期のドイツ騎士団の發展を、東方聖地における騎士団所領の動向、それと対応するフリードリッヒ二世の態度とからみあわせて考察する、という立場に立つてはじめて、この解釈はでてくるのである。

ヘルマン・フォン・ザルツァの上述の、皇帝の權威の下に國家計画を進めた操作は、幸いに教皇庁を決定的に敵とすることはなかった。すなわち一二三四年八月、教皇グレゴリウス九世のリエティ *Rein* 教皇勅書によつて、プロイセンおよびクルマールランドの騎士団領は聖ペテロの財産として聖別され、所領として確認された。この教皇勅書がプロイセン司教のクリスティアンにまったく触れていないのは、ヘルマン・フォン・ザルツァがクリスティアンが既に消滅したと教皇庁を説得することに成功したことを意味する。[↑]

他方リミニ黄金勅書はその諸皇帝によつて、騎士団国家と帝国の関係を律する根本原則として確認され、それを追認する内容の皇帝勅書が出されている。たとえば一二四五年の、リミニ勅書と同じく金印で飾られた皇帝文書がその一つである。⁽²⁾かくして騎士団国家は、世俗領であると共に半面宗教領であるという、二面的な国家性格を具えながら、領主国家として成長するのである。

註(1) E. Caspar: a. a. O S. 30.

(2) W. Hubatsch: Die Staats bildung, S. 143.

Nochmals über den Ursprung des Deutschordensstaates in Preussen

von Rikuro IMAKI

Neuerdings habe ich beachtliche Werk von Walther Hubatsch ; Die Staatsbildung des Deutschen Ordens, in „Preussen und Deutscher Orden-Festschrift für Kurt Forstreuter“ gelesen und mich dafür viel interessiert, weil ich denselben Gegenstand früher in meinem Aufsatz ; Ursprung des Deutschen Ordensstaates in Preussen, Seiyoshigaku Band XVI, behandelt habe. Professor Walther Hubatsch vertritt darin die Kontinuitätstheorie, dass St. Marien Haus in Jerusalem mit dem Deutschen Orden, und ferner die Entstehung des Deutschen Ordens mit der Staufisch-normannischen Politik Friedrichs II zusammenhänge. In Anschluss an Hubatschs Ansicht will ich hier wieder den Ursprung des Ordensstaates betrachten.